

補足説明資料

目次

パワー ポイント 頁	番号	補足説明等	所管課				頁
			建築指導課	廃棄物指導課	都市計画課	公園緑地課	
1	1-1	都市計画上支障がないとは	○		○		1
	1-2	燃料チップとはどういうものか	○				1
2	2-1	都市計画上の敷地の位置について			○		1
	2-2	法令等別担当所管課について					2
3	3-1	産業廃棄物とはどういうものか		○			2
	3-2	許可対象について	○	○			2
	3-3	施設内の建築物について	○				3
4	4-1	許可基準（立地基準）について	○				3
	4-2	都市計画の将来構想について			○		3
	4-3	都市施設とはどういう施設か			○		3
5	5-1	住民説明会の開催について		○			4
6 7	6-1	環境保全協定書の締結について		○			4
8	8-1	許可基準（搬出入計画）について	○				4
9	9-1	破砕機的能力等について		○			5
	9-2	緑地について	○			○	5
10	10-1	廃棄物処理施設の設置に係る事前協議について		○			5
	10-2	粉じんについて		○			6

(○印は該当箇所)

1-1 都市計画上支障がないとは

(建築指導課、都市計画課)

敷地の位置の適格性、搬出入に支障がないことの確認、施設計画等の妥当性、その他環境対策等について審査し、判断することとなります。

《敷地の位置の適格性》

- ・用途地域の趣旨との整合の観点から、処理施設の建設を認めることができる地域であること
- ・都市計画の方針、土地利用の状況等の地域の実情を踏まえて判断すること
- ・教育文化施設、医療施設、社会福祉施設等を基本とする公益性、広域性、恒久性及び環境防衛の必要性が特に高い施設が近接しないこと

《搬出入計画に支障がないこと》

- ・搬出入車両の安全かつ円滑なすれ違い、歩行者の安全確保の観点から十分な道路幅員を有すること
- ・児童や歩行者等の安全確保及び商業の利便、住環境の確保の観点から、通学路及び繁華街や住宅街を経由しないこと
- ・搬出入路の交通量等を勘案して過度な影響を与えないこと
- ・交通の安全を確保する上で、車両出入口は原則1箇所とすること

《施設計画の妥当性》

- ・施設の規模及び配置は、処理能力、処理方法等に応じて適切に計画され、環境部局と調整が図られていること
- ・敷地の周囲を高さ1.8メートル以上のフェンス等により安全上有効に遮蔽すること
- ・敷地の周囲に敷地面積の概ね10パーセント以上の緑地を設けること

1-2 燃料チップとはどういうものか

(建築指導課)

廃プラスチック類や木くず等を3～5cm程度に破砕したものであり、搬出先である製紙工場でボイラーの燃料として使用されます。

2-1 都市計画上の敷地の位置について

(都市計画課)

本計画地の用途地域は準工業地域です。(「千葉県建築基準法第51条ただし書許可基準」(資料2P8)に適合しています。)

また、平成24年に策定した「船橋市都市計画マスタープラン」(P62)では、本計画地の地域別構想のうち、土地利用の方針として「工場と住宅が混在する地区においては、土地利用の見直しなどを検討しながら、住環境と工場の操業環境が調和した地区の形成を検討します。」とあります。

2-2 法令等別担当所管課について

番号	法令等	担当所管課	資料2の頁
1	建築基準法	建築指導課	1
2	建築基準法施行令	建築指導課	2
3	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物指導課	—
4	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令	廃棄物指導課	3
5	千葉県建築基準法第51条ただし書許可基準	建築指導課	8
6	船橋市廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱	廃棄物指導課	10
7	都市計画法	都市計画課	15
8	船橋市都市計画マスタープラン	都市計画課	—
9	船橋市緑の保存と緑化の推進に関する条例	公園緑地課	—
10	船橋市緑の保存と緑化の推進に関する条例施行規則	公園緑地課	18
11	騒音規制法	環境保全課	—
12	振動規制法	環境保全課	—
13	船橋市環境保全条例	環境保全課	20
14	船橋市環境保全条例施行規則	環境保全課	22

3-1 産業廃棄物とはどういうものか (廃棄物指導課)

産業廃棄物とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項」に規定されており、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物とされ、全部で約20種類が規定されています。

3-2 許可対象について (建築指導課、廃棄物指導課)

「建築基準法第51条及び建築基準法施行令第130条の2の2」(資料2P1、2)の規定より、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第1号から第13号の2」(資料2P5)までに掲げる産業廃棄物の処理施設に規定されるものが、「建築基準法第51条ただし書」による審査の対象となります。

3-3	施設内の建築物について	(建築指導課)
------------	--------------------	----------------

名称	用途	建築面積(m ²)	延べ面積(m ²)	構造	高さ(m)	階数
工場棟	産業廃棄物処理施設	1624.17	1624.17	鉄骨造	13.49	1
事務所棟	事務所	104.58	206.78	鉄骨造	7.65	2
制御室棟	その他(機械室)	23.22	23.22	鉄骨造	3.79	1

4-1	許可基準(立地基準)について	(建築指導課)
------------	-----------------------	----------------

千葉県が、許可に係る手続きの事前明示性を確保するとともに、許可の適確な運用を図るために以下の許可基準を定めています。

- ・「千葉県建築基準法第51条ただし書許可基準」(平成23年4月4日施行)
(資料2 P 8)

この基準に定めている各項目について、適合することを確認しています。(資料3 参照)

4-2	都市計画の将来構想について	(都市計画課)
------------	----------------------	----------------

平成24年に策定した「船橋市都市計画マスタープラン」(P 6 2)の、栄町を含む湊町地域の地域別構想のまちづくり方針では、当該地は「住工調和地区」に位置付けられています。本計画は、騒音振動の基準値を満たし、交通量による負荷が軽微であり、また地元自治会と協定を締結していることから、住環境との調和が図られており、構想とは齟齬はないと判断しました。

※住工調和地区：地区の特性に応じ、工場と住宅の調和を図る地区

4-3	都市施設とはどういう施設か	(都市計画課)
------------	----------------------	----------------

「都市計画法第11条第1項各号」(資料2 P 1 5)に掲げる施設と規定されており、道路、都市高速鉄道、公園、ごみ処理施設、市場等が掲げられています。

5-1 住民説明会の開催について

(廃棄物指導課)

「船橋市廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱第10条第1項」(資料2 P13)の規定により、計画区域からおおむね200メートル以内の住民(以下、「関係地域住民」という。)に対し、自らの責任において説明会を開催し、事業の説明を行わなければならないとされています。

計画区域から200メートルの範囲には3自治会(栄町自治会、栄町一丁目自治会、日の出二丁目自治会)あり、同要綱に基づき適切に周知及び説明会が実施されました。

また、市に説明会等計画書及び説明会等実施状況報告書が提出され、廃棄物指導課にてその内容を確認しております。

なお、説明会及び資料配布等では、特段反対のご意見はありませんでした。

6-1 環境保全協定書の締結について

(廃棄物指導課)

「船橋市廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱第11条」(資料2 P14)の規定により、事業者である(株)ログと計画区域からおおむね200メートル以内の自治会(3自治会)が同協定を締結しております。

・3自治会との協定締結日

栄町自治会 令和3年7月4日

栄町一丁目自治会 令和3年7月4日

日の出二丁目自治会 令和3年7月6日

8-1 許可基準(搬出入計画)について

(建築指導課)

(4-1と同じ)

千葉県が、許可に係る手続きの事前明示性を確保するとともに、許可の適確な運用を図るために以下の許可基準を定めています。

・「千葉県建築基準法第51条ただし書許可基準」(平成23年4月4日施行)

(資料2 P8)

この基準に定めている各項目について、適合することを確認しています。(資料3参照)

9-1 破砕機的能力等について

(廃棄物指導課)

	処理能力 (t/日)		備考
第一破砕機	木くず	1048.80	一軸低速回転（粗破砕） 大き目な廃棄物（主に木くず）の粗破砕に使用
	廃プラ	667.44	
	繊維くず	228.96	
	紙くず	572.16	
第二破砕機	木くず	858.72	一軸低速回転（最小 30mm まで破砕） 粗破砕機後の木くず、廃プラスチック類、繊維くず、紙くずの破砕に使用
	廃プラ	520.32	
	繊維くず	168.24	
	紙くず	428.16	

※第一破砕機と第二破砕機がそれぞれ別々に稼働する場合だと各々の処理能力が審査基準の能力となりますが、今回の計画では、2つの破砕機が連結して一体となっているため、処理能力が小さい第二破砕機的能力が審査基準の能力となります。（資料2 P 5）

9-2 緑地について

(建築指導課、(公園緑地課))

「船橋市緑の保存と緑化の推進に関する条例」により、自然環境の維持や生活環境の保全のために緑地を設けることとされており、工場棟南側に緑地を設け、さらに、敷地の周囲に緑化フェンス及び事務所棟は屋上緑化します。

緑地の確保については、「船橋市緑の保存と緑化の推進に関する条例施行規則」（資料2 P 18）により敷地面積の12%以上と定められており、緑地面積715.28㎡（緑地率12.37%）確保しています。

《樹種及び本数》

- ・中木 ベニカナメモチ 184本
- ・低木 ヒラドツツジ 1378本
- ・事務所棟屋上 セダム
- ・フェンス緑化 ヘデラ・ヘリックス

10-1 廃棄物処理施設の設置に係る事前協議について

(廃棄物指導課)

事業者は、「船橋市廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱第4条第1項」（資料2 P 10）より、事前協議をしなければならないと規定されており、以下のとおり協議が終了しております。

事前協議受付日：令和2年12月28日

受付番号：R02004

協議先担当部署：21部署

事前協議終了日：令和3年11月11日

破碎施設稼働による粉じんは、破碎機を建物内に設置し、霧状の散水を行うことにより、敷地外への粉じんの飛散はほとんどないと考えられます。